

公益財団法人宮崎県暴力追放センター賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県暴力追放センター（以下「センター」という。）の定款第36条第3項の規定に基づき、賛助会員の入会、脱会及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、定款第36条第2項に規定する賛助金を納入してセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入金した法人その他の団体又は個人をいう。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号、様式第2号）を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

(退会)

第4条 賛助会員は、任意に退会することができる。

2 退会するときは、あらかじめ理事長に退会届（様式第3号）を提出しなければならない。

3 賛助会員が解散し、又は死亡したときは、前項の手続きを要しない。

4 賛助会員が賛助金を2年以上納入しないときは、退会とみなす。

(除名)

第5条 理事長は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。

（1）センターの名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。

（2）センターの目的に反する行為があったとき。

(届出事項)

第6条 賛助会員は、法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名、所在地又は連絡先に、個人にあっては、氏名、職業、住所又は連絡先にそれぞれ変更が生じたときは、すみやかに理事長に届け出るものとする。

(賛助金)

第7条 賛助会員の賛助金は年会費とし、最低額は法人その他の団体にあっては一口1万円、個人にあっては一口5千円とする。

2 賛助会員の賛助金は入会時に納入するものとし、入会後の賛助金は毎年会計年度内に納入するものとする。

3 理事長は、賛助会員から賛助金の納入がなされたときは、受領書（様式第4号）を発行しなければならない。

(賛助金の使途)

第8条 前条の賛助金は、毎事業年度における合計額の少なくとも50%を公益目的事業に充当するものとする。

(賛助金の不返還)

第9条 賛助会員が既に納入した賛助金は、これを返還しない。

(賛助会員に対する援助)

第10条 センターは賛助会員に対し、賛助会員の証及び暴力追放運動に関する資料等を配布するほか、各種暴力追放運動の援助を行うものとする。

(賛助会員名簿等)

第11条 事務局は、賛助会員名簿を備え、入会、退会の状況をその都度記録し、保管しなければならない。

2 専務理事は、毎事業年度における賛助会員の入会及び退会の状況を報告しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。

様式第3号（第4条関係）

年　月　日

公益財団法人宮崎県暴力追放センター理事長 殿

申込人 住 所

氏 名

印

退 会 届

次のとおり退会したいので届出します。

記

退 会 年 月 日		年 月 日
退 会 者	氏 名 (名 称)	
	住 所 (所 在 地)	〒
		電 話 ()
代 表 者 役職・氏名 (法人の場合のみ)		